

| 治療費支払に関する合意書  | 治疗费支付合同  |
|---|--|
| <p>患者名(××)(以下「甲」という)と[病院名](以下「乙」という)と日本〇〇〇〇株式会社(以下「丙」という)とは、乙が甲に対して行う治療の対価の支払に関し、以下のとおり契約(以下「本契約」という)を締結する。</p>   | <p>患者名( ) (以下称「甲方」)和[医院名称](以下称「乙方」)和日本〇〇株式会社(以下称「丙方」),关于乙方向甲方提供治疗的费用支付,达成以下合同(以下称「本合同」)。</p>   |
| <p>前文</p> <p>1 甲は乙に対し、[病名](以下単に「治療」という)を申込み、乙はこれを承諾した。</p> <p>2 甲は丙に対し、治療の代金の支払代行を委託し、丙はこれを受託した。</p> <p>3 乙は、丙が上記支払代行を行うことを承諾した。</p> <p>よって、ここに、本契約に含まれる相互の合意を約因として、甲乙丙は下記のとおり合意した。</p> | <p>前言</p> <p>1 甲方向乙方申请[病名](以下简称「治疗」),乙方接受此承诺。</p> <p>2 甲方委托丙方代理支付治疗费,丙方接受此委托。</p> <p>3 乙方承诺丙方进行上述支付代理。</p> <p>基于以上内容,甲乙丙三方就本合同所涉及到的相互协议,达成以下协议。。</p> |
| <p>第1条(見積額)</p> <p>甲乙丙は、乙が甲に対して提示した治療の見積額(以下「本見積額」という)が金[金額]円であり、実際の治療を行った結果、治療に要する金額が増減することがあることを確認する。</p>   | <p>第1条(报价金额)</p> <p>乙方向甲方提出的治疗报价金额(以下称本报价金额)为[金额]日元,实际进行治疗后,甲乙丙三方须确认所需治疗费的增减额。</p>   |
| <p>第2条(見積額の支払)</p> <p>1 丙は、甲が、本見積額を丙の指定する下記の銀行口座(以下「丙の銀行口座」という)に振込んだことを確認する。</p>  | <p>第2条(报价金额的支付)</p> <p>1 丙方需要确认,甲方是否将本报价金额汇款到丙方指定的以下银行账户(以下称「丙方银行账号」)</p>  |
| <p>記</p> <p>三井住友銀行</p> <p>2 丙は、前項の振込みの確認後、遅滞なく、甲及び乙に対し、前項の振込みを確認した旨を書面で通知する。なお、乙は、丙から当該通知を受領後、甲の治療に着手するものとする。</p>   | <p>三井住友銀行</p> <p>2 丙方确认前项汇款后,立即向甲方及乙方,以书面形式通知前项的汇款确认。另外,乙方收到丙方的通知后,开始为甲方进行治疗。</p>  |
| <p>第3条(見積額の不足)</p> <p>1 乙は、治療に要すると見込まれる費用が本見積額を超過すると合理的に見込まれる場合、</p>  | <p>第3条(报价金额不足)</p> <p>1 乙方在所需治疗费用超过本报价金额时,须</p>  |

|   |   |
|---|---|
| <p>甲に対し、遅滞なく、その超過額（以下「精査前不足額」という）を、その理由及び振込期日を付して書面で通知するものとする。</p> <p>2 前項の通知は、丙を介して行われるものとする。</p> <p>3 甲は、第1項の通知を受けた場合、第1項の振込期日までに精査前不足額を丙の銀行口座へ振込むものとする。当該振込後の手続きは、第2条第2項に従うものとする。</p> <p>4 甲が精査前不足額の振込を第1項の振込期日までに行わない場合、乙は、甲の治療に着手済であっても、以後の治療を中止することがある。</p>   | <p>立即以书面形式通知甲方超出金额（以下称「调查前的不足金额」）、理由及汇款日期。</p> <p>2 前项通知需通过丙方进行。</p> <p>3 甲方收到第1项通知后，按期将第1项调查前的不足金额汇到丙方的银行账户。该汇款后的手续，请按照第2条第2项。</p> <p>4 甲方未能将调查前不足金额在第1项规定的日期内汇款时，乙方即使已开始为甲方治疗，也会中止以后的治疗。</p>  |
| <p>第4条（治療費の確認と支払）</p> <p>1 乙は、治療の終了後、遅滞なく、実際に治療に要した費用（以下「本治療費という）を精査するとともに、甲に対し、乙が実際に行った治療の内容、及び本治療費の額を書面で通知する。</p> <p>2 前項の通知は、丙を介して行われるものとする。</p> <p>3 丙は、前項の通知を受けた後、2週間以内に、丙が甲から振込みを受けた金額の範囲内で、本治療費の額を別途乙の指定する銀行口座に振込む。振込手数料は甲の負担とする。</p> <p>4 乙は、本治療費が丙が甲から振込みを受けた金額を超える場合、その超過額（以下「精査後不足額」という）を直接甲に対して請求するものとする。</p> | <p>第4条（治疗费的确认和支付）</p> <p>1 乙方在治疗结束后立即调查实际治疗的费用（以下称本治疗费），并以书面形式通知，乙方向甲方进行的治疗内容及本治疗费的金额。</p> <p>2 前项通知需要通过丙方进行。</p> <p>3 丙方在收到前项通知后，2周之内，丙方将从甲方汇款金额的范围內，把本治疗费向乙方另外指定的银行账户汇款。汇款手续费由甲方负担。</p> <p>4 本治疗费超过丙方从甲方收到的金额时，超过的金额（以下称「调查后不足金额」）请直接向甲方索取。</p> |
| <p>第5条（残金の精算）</p> <p>1 丙は、丙が甲から振込みを受けた金額から本治療費相当額及び振込手数料相当額を控除してなお残金がある場合、その旨を甲に通知する。</p> <p>2 甲は残金の受領のため、振込先（被仕向口座）の情報を丙に開示する。</p> <p>3 丙は、第1項の場合、前項の開示を受けた後2週間以内に、甲の指定する銀行口座へ残金</p>   | <p>第5条（余款的结算）</p> <p>1 丙方从甲方汇款的金额中，扣除本治疗费以及汇款手续费等后有余额时，丙方通知甲方。</p> <p>2 甲方为了领取余额向丙方通知汇款账户（被汇款账号）。</p> <p>3 丙方在第1项的情况下，接到前项通知后2</p>  |

|  |   |
|--|---|
| <p>を振込む。振込手数料は甲の負担とする。</p> <p>第6条（丙の免責）</p> <p>1 丙は、前条の振込み後（前条の振込みがない場合には第4条の振込み後）、本契約に基づく一切の義務を負わないものとする。</p> <p>2 丙は、乙の甲に対する精査前不足額及び精査後不足額の請求、支払督促、回収等について一切関与せず、また、一切の責を負わないものとする。</p> <p>第7条（解除）</p> <p>1 甲乙丙は、天変地異等の不可抗力により治療が行えなくなった場合、又は、甲が治療内容に同意できない場合には、その旨を他の当事者に書面で通知の上、本契約を解約することができる。</p> <p>2 甲乙丙は、他の当事者が本契約を継続し難い事情を生じさせた場合において、当該当事者に催告し、当該当事者が催告を受けてから10日以内に当該事情を回復しないときは、本契約を解除することができる。</p> <p>第8条（損害賠償等）</p> <p>1 前条により、本契約が解約又は解除された場合、当該解約又は解除により損害を受けた当事者は、当該解約又は解除の原因を生じさせた当事者に対し損害賠償を請求することができる。</p> <p>2 前項の場合、甲乙丙は、損害賠償の金額、既に実施された治療費と甲から振込みを受けた金額の精算等について協議し決定するものとする。</p> <p>第9条（秘密保持）</p> <p>甲乙丙は、本契約に関して取得した他の当事者の機密、情報等を正当な事由なくして第三者に漏洩してはならず、また、本契約上の義務及び治療を遂行する以外の目的で使用してはならな</p> | <p>周以内、向甲方指定的银行账户汇入余款。汇款手续费由甲方负担。</p> <p>第6条（丙方的免责）</p> <p>1 前条汇款后（前条无汇款的情况下为第4条汇款后）丙方不负根据本合同的任何义务和责任。</p> <p>2 丙方对于乙方向甲方的调查前不足金额以及调查后不足金额的催款，回收等内容不予干涉，不负一切责任。</p> <p>第7条（解除）</p> <p>1 甲乙丙三方，因天气等不可抗力原因所导致无法进行治疗，或甲方不同意治疗内容时，以书面形式把相关内容通知其他当事人，解除本合同。</p> <p>2 甲乙丙三方在其他当事人出现很难继续本合同时，通知当事者，该当事者收到通知后10天内，对该事情不予恢复时，可解除本合同。</p> <p>第8条（损害赔偿等）</p> <p>1 根据前条，本合同被解约或被解除时，由于解约或解除而遭受损害的当事者可向引发解约或解除原因的当事者索取损害赔偿。</p> <p>2 前项的情况，甲乙丙三方协议决定关于损害赔偿金额，实施的治疗费用以及甲方汇款金额的结算等事宜。</p> <p>第9条（保守秘密）</p> <p>甲乙丙三方，对于依据本合同获取的其他当事者的机密，信息等，无正当理由不得向第3者泄漏，不得用于履行合同及治疗以外的目的。</p> |
|--|---|

|   |   |
|---|---|
| <p>い。</p> <p>第10条（再委託、譲渡等の禁止）<br/>     甲乙丙は、他の当事者の事前の書面による承諾なしに、本契約に基づく一切の権利義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保に付してはならない。</p> <p>第11条（協議事項）<br/>     本契約に定めのない事項、及び疑義の生じた事項については、信義誠実の精神のもと甲乙丙にて協議し解決する。</p> <p>第12条（準拠法）<br/>     本契約は日本法に準拠し、これに従って解釈される。</p> <p>第13条（仲裁）<br/>     甲乙丙は、本件に関する一切の紛争については、日本国東京において日本商事仲裁協会の規則に従って行われる仲裁をもって最終的に解決する。<br/>     本契約成立の証として本書3通を作成し、甲乙丙記名捺印又は署名のうえ各1通を保有する。<br/>     2012年[ ]月[ ]日<br/>     甲<br/>     住 所<br/><br/>     氏 名<br/><br/>     乙<br/>     住 所 [郵便番号 住所 電話番号_ ]<br/><br/>     名 称<br/><br/>     丙<br/>     住 所 東京都<br/>     会社名 日本〇〇〇〇株式会社</p> | <p>第10条（禁止再委託，转让）<br/>     甲乙丙三方，在当事者事先无书面同意，不得向第三者转让，继承，担保有关本合同的权力及义务。</p> <p>第11条（合同事項）<br/>     本合同中没有决定及发生异议时以诚实守信的原则、甲乙丙三方合协商解决。</p> <p>第12条（遵循法）<br/>     本合同遵循日本的司法解释。</p> <p>第13条（仲裁）<br/>     甲乙丙三方因履行本案的一切争议，由日本国东京日本商事仲裁协会的规章制度进行仲裁后，诉讼解决。<br/>     本合同作为证据，一式三份，各持一份。甲乙丙三方签字生效。<br/>     2012年[ ]月[ ]日<br/>     甲<br/>     地址：<br/><br/>     姓名：<br/><br/>     乙<br/>     地址 邮编 地址 电话号码<br/><br/>     名称<br/><br/>     丙<br/>     地址 東京都<br/>     公司名称 会社</p> |
|---|---|

代表者 代表取締役社長

代表者 社長